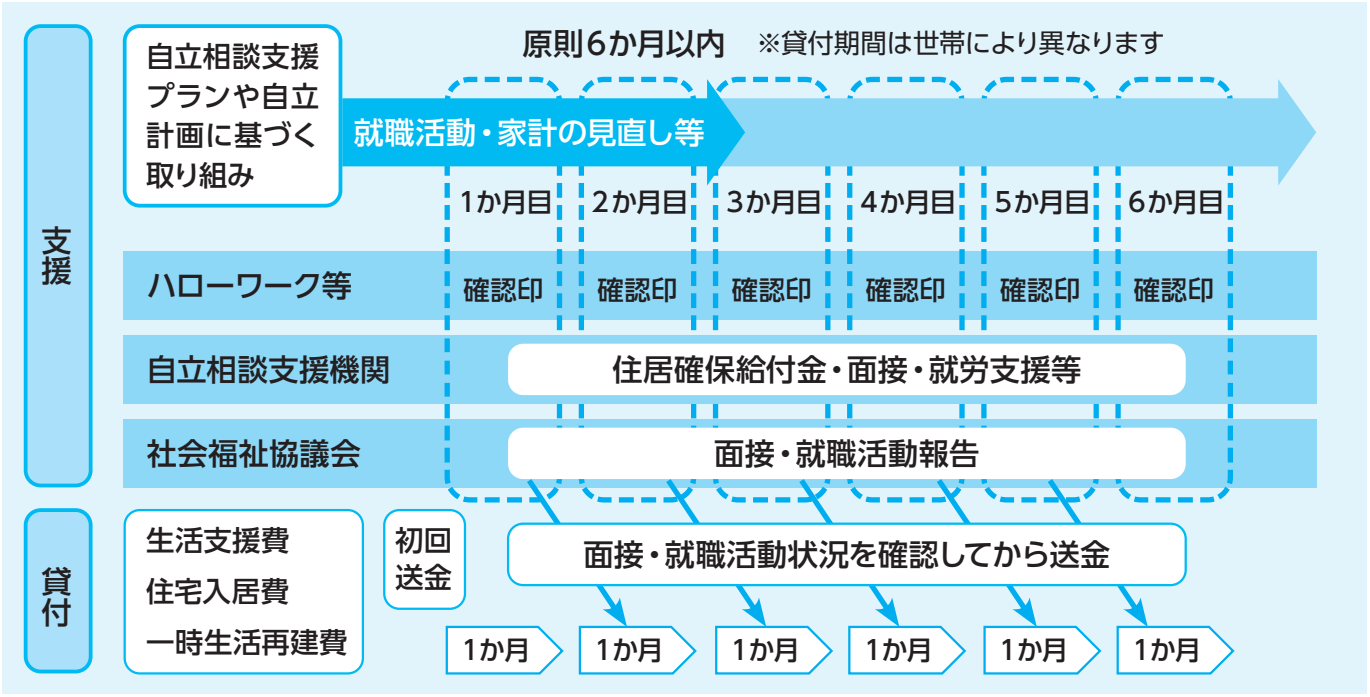
5 支援の仕組み

各関係機関と連携し、世帯の生活再建に向けて支援をします。

1 課題を明らかにする ▶ 2 必要な支援を考える ▶ 3 自立相談支援プランや自立計画を作成

- 自立相談支援機関において「支援プラン」が作成されます
- 支援プランが作成されない方は、社会福祉協議会において「自立計画」を作成します
- ハローワーク等では就職活動の予定を立て、「職業相談確認票」が作成されます



6 申請手続き

- お住まいの区市町村の社会福祉協議会で相談してください。お困りの事情を詳しくお伺いし、本制度の利用による支援が適切かどうか、相談させていただきます。
- 相談内容を踏まえ、収入や世帯状況等を書類等により確認させていただきます。確認の結果、本制度の利用による支援が適切と判断される場合、その他の必要書類を準備していただきます。
- 準備した必要書類について区市町村の社会福祉協議会で確認いたします。客観的に確認ができない点があれば、追加書類の提出等をお願いすることがあります。
- 申込みの準備が整ったら「借入申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して申請していただきます。
- 生活福祉資金貸付事業は個人番号（マイナンバー）利用事務ではありませんので、ご提出いただく必要書類に個人番号を記載されないようご注意ください。

※ 区市町村の社会福祉協議会を経由して東京都社会福祉協議会に申請後、審査があります。審査中にさらに確認を要することが生じた場合には、窓口の社会福祉協議会を通じて、あらためて問い合わせさせていただきます。状況によっては、追加で聞きとりや書類の提出等をお願いすることがあります。